

旧自治体にみる新制中学校の創設経緯

岡山県における公立中学校の創設と町村合併による再編過程

公立 中学校 創設
地方自治

準会員 ○阿部 聖彦*
正会員 牛島 朗**
正会員 中園 真人***

1. 中学校整備をめぐる社会的情勢

本研究では、戦後の新制中学校創設時の状況にどのように中学校が創設されたのかを明らかにすることを目的とする。

新制中学校の創設の経緯は、第二次世界大戦直後の昭和20年(1945年)に遡る。戦後の日本では、GHQよりアメリカ教育使節団が派遣され、教育から一切の軍国主義及び極端な国家主義を排除し、民主的な国とそれにふさわしい新しい教育方式を樹立し導入することに力が注がれた。具体的には、日本の初等・中等教育について、修業年限6カ年の小学校を、その次に修業年限3カ年の下級中等学校を創設し、この間の9カ年の義務教育・無月謝・男女共学を提唱した。これを米国教育団報告書と言い、これと合わせ1947年に学校教育法と教育基本法が同時に制定された。学校教育法とは「中学校は小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中東普通教育を施すことを目的とする。」もので、教育基本法は、普通教育を受けさせる義務を負わせるものである。これによって、小学校は6年、中学校と高等学校は各3年、大学は4年を修業年限とする6・3・3・4制の学校体系が確立された。このうち小学校・中学校の9カ年を義務教育とし、公立においては授業料を無償とされた。

2. 新制中学校の創設経緯

2.1 自治体別の中学校創設状況

岡山県における新制中学校の設置の特徴として、県の行政としての対応・準備に着手するまでが迅速であった点が挙げられる。岡山県における公立中学校の創設経緯の年表を表1に示す。岡山県では1946年11月の時点で「新学制公布をみこしてこれに関する準備ならびに研究」を開始し、翌年の1月には「新制中学校の設置方針」を公表していた。2月には文部省が地方長官宛に「新学制度実施準備の案内」を通達しているが、それ以前に学制改革の方針が策定されている事例は全国的にみても珍しい。

2.2 新制中学校の設置

(1) 創設期の中学校

岡山県では、新制中学校制度の実施のため1947年に「新制中学校の設置方針」を公表し、独立校における生徒数規模を明確に定めた。またその際、中学校分校につい

表1 岡山県における公立中学校の創設経緯

1946年	11月	上旬	岡山県は「新学制公布をみこしてこれに関する準備ならびに研究」を開始
	12月	中旬	岡山市学務教育委員会は「下級中学校設置の大綱」を決定
1947年	1月	7日	岡山県は「新制中学校の設置方針」を公表 新制中学校の設置方針 一 学生の規模は、地域社会の実情に即して六学級以上二十学級以下を標準とする。 分校は真に止むを得ない場合のみ設けること。 二 通学距離は、片道六キロメートル程度をもつて限定とする。 三 一頂の学校規模に適合させるため、できるだけ組合立中学校を設置するよう指導する。 四 校舎は独立建築を原則とする。 五 男女共学制を原則とする。
	2月	上旬	文部省は「新学制度実施準備の案内」を地方長官宛へ通達 新学制度実施準備の案内 一 新制度を円滑に実施するため、市町村、郡および県単位の、県主体的に選ばれた人々によって「新学制実施準備協議会」を組織すること。 二 新制中学校の実施は、漸新方策をとること。すなわち、昭和二十二年度には、第一学年(第七学年)だけ実施し、第二学年(第八学年)は二十三年度から、第三学年(第九学年)は二十四年度からそれぞれ義務制を実施する。 三 二十二年度の編成は、次のとおりとする。新制中学校第一学年(第七年生)は、現在の国民学校第六学年を修了する児童を收容する。 第二学年(第八学年)(非義務制)は、現在の国民学校高等科第一学年および青年学校普通科一年の希望者を收容する。 第三学年(第九学年)(非義務制)は、現在の国民学校高等科第二学年、青年学校普通科二年および本科一年の希望者を收容する。 四 男女共学を実施し、全日制のみとして、授業料無徴収であること。 五 新制中学校は独立校舎をもち、専任の校長および教職員を任命すること。
	2月	15日	新学制実施準備協議会は「第一回岡山県教育審議会」を開催
	3月	13日	新学制実施準備協議会は「第一回岡山県教育審議会 答申」を知事へ提案
	4月	01日	岡山県新制中学校発足(→4月28日 県下一斉に入学式挙行)

表2 創設期の中学校数(1947-1953)

年	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
単独校本校数	156	157	148	150	152	156	164
単独校分校数	-	8	14	13	11	10	11
組合立本校数	82	86	89	89	88	84	77
組合立分校数	-	0	5	6	7	7	5
新制中学校本校総数	238	243	237	239	240	240	241
新制中学校分校総数	-	8	19	19	18	17	16

ても乱雑な配置を避けるため「...真に止むを得ない場合のみ設けること。」(表1)とその設置を抑制させた。その結果、多くの自治体において県の方針に沿った適正規模の独立校を設置するため、組合立中学校の設置を積極的に奨励し、強力に進められた。中学校創設期の学校数を表2に示す。1947年中学校本校総数は238校であり、その内単独校は156校(65.5%)、組合立校は82校(34.5%)であった。1949年においては、本校総数は237校となり、組合立校は37.6%(89校)におよんでおり、岡山県における新制中学校の設置の手法、特に組合立中学校においては適正

Founding history of the new system junior high school to see by the old municipality
Restructuring process by founding and municipal mergers of Showa of public junior high school in Okayama Prefecture

ABE Kiyohiko*, USHIJIMA Akira**, NAKAZONO Mahito***

規模をいち早く提示したこともあり、円滑に行われていた。しかし、一部の自治体には、通学距離の問題や校区・校舎の課題も見られ、難航していた場所も存在する。

(2) 創設期の中学校の沿革

図1は岡山県の昭和の町村合併に伴う自治体の再編が行われる以前の、創設期における中学校の沿革を示している。1947年に単独校として発足した中学校の内、翌年組合立校へ編入・結成した事例が4つ、更に翌年の1949年には9つの事例が存在した。対して組合立校は、創設から単独校に移行した事例は2つと少なく、1952年まで変化は見られなかった。

(3) 各自治体の小学校・中学校

図2は1950年時の岡山県の各自治体における小中学校をプロットした地図である。自治体面積の小さい南西部から北東部における郡部の自治体では、積極的に中学校組合立が設立されていた。また反対に、自治体面積の大きな県北部における自治体では、「新制中学校の設置方針」による通学距離の関係で、組合立設立が難航していたことがうかがえる。

2.3 新制中学校創設時の校舎

新制中学校校舎については、岡山県においても当初より「独立校校舎」の整備方針が示されていた。しかし、新制中学校の校舎の整備については、地方財政の切迫や物資不足に加え、開校までの準備期間も短く新たに独立校舎を確保することは全国的にも困難な状況にあった。岡山県では、設立当初の1947年に校地・校舎を持っていた中学校は15校(6.3%)のみであった(図3)。1949年時点でも、独立校舎により開校をする事が出来た中学校は76校(32.1%)とまだまだ教室は不足しており、青年学校を転用していた中学校も12校、戦前より使用されていた小学校を間借りすることにより校舎を確保した中学校が31校という状況であった。中学校創設時の状況について、一部の自治体では他施設を転用しても十分では無く、1949年3月の段階では、最悪の場合は青空教室の中での授業もやむを得ないとの見通しが示されており、各自治体はそれぞれ施設確保の対応に尚も追われていた。1950年の段階になると、国庫補助金をあてにせず自治体が自力で施設を用意し、最低必要数の約七割を占めるまでに至る。ただし、これらの校舎整備は仮のものが多く、取り敢えず建築されたものも存在しており、当初の建て替え段階でRC造の校舎はなく木造校舎が中心であった。しかし、当時は各自治体の財政状況に大きな差異が生じていた為、それに対応する形で様々な建設プロセスではあるが、複数の自治体で一つの組合立を形成し共に協力して独立校舎確保が進められていた。

3. 昭和の町村合併に伴う自治体再編

戦後、地方行政の担う責任は大きく、新制中学校の管理等諸業務を各市町村が効率的に担うことができる方策が求められた。そこで、1953年に町村合併促進法が制定・施行された。これは8,000人未満の町村を対象に合併

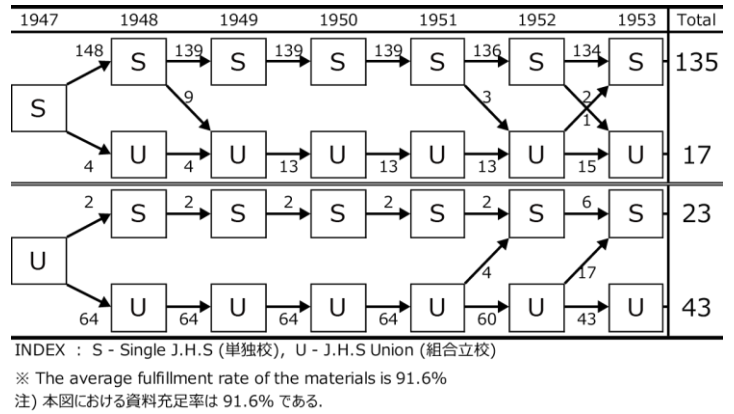


図1 創設期における中学校の沿革 (1947-1953)

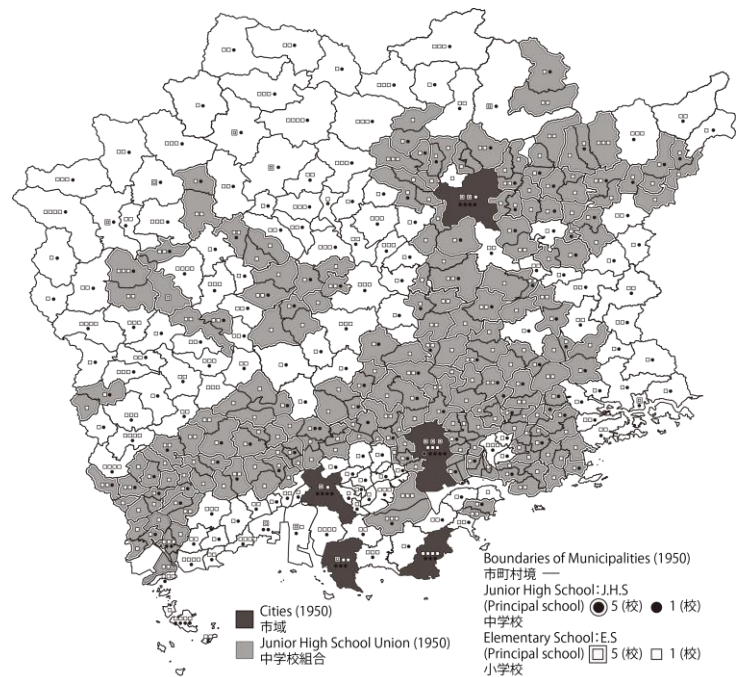


図2 創設期の小学校・中学校分布図 (1950)

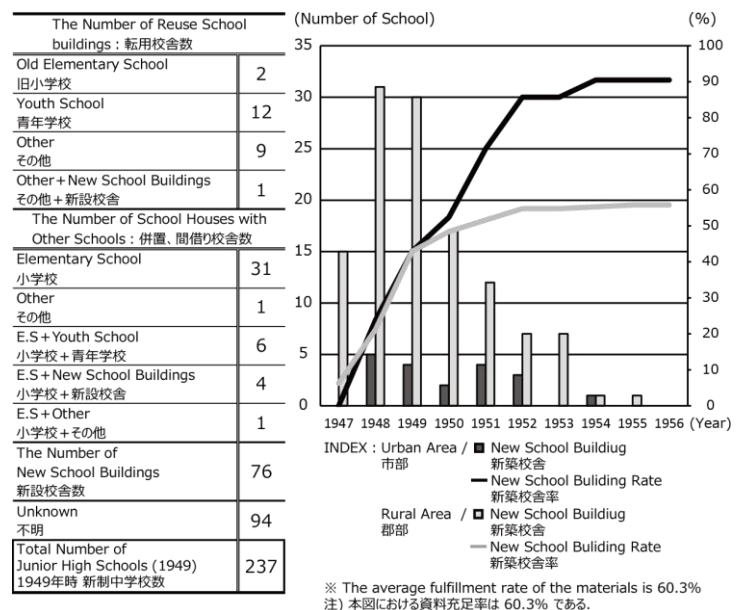


図3 新制中学校創設時における校舎状況

を進めたものである。1956年には新市町村建設促進法が制定・施行され、適正規模に満たない市町村に対して町村合併促進法失効前に合併の勧告を行うなどして合併を推進し、全国で大規模な市町村合併が行なわれた。岡山県では合併前の365市町村から82市町村まで自治体数が減少している。

3.1 市町村数推移と人口規模

まず岡山県内の市町村数推移と昭和の町村合併前後の人口別町村数を図4及び図5に示す。年別の自治体数推移を見ると、1953年の「町村合併促進法」施行により翌年の1954年には263市町村が190市町村まで減少する。さらにその翌年になり1953年に比べ約140市町村減少し合計121市町村、そして1956年には105市町村となっている。それ以降2000年代の合併期まで行政区域の再編は僅かである。つまり岡山県では1960年までに昭和の町村合併が概ね完了していたと言える。

さらに、人口規模の基準との関連を見ると、町村合併前の1950年時点の人口は、3,000人以下の自治体が202自治体と56%を占め、全体では5,000人以下の自治体が8割以上に及んでいた。合併後の1970年時点の人口は、5,000人以下の自治体数が2割まで激減し、8,000人以上の自治体が27市町村から42市町村と51%を占めるようになる。以上より町村合併促進法の適正規模の通達が大きな影響を及ぼしたことが分かる。

3.2 町村合併計画

岡山県でも戦災復興経費と合わせ教育経費が市町村財政を圧迫する状況にあり、地方自治体の合併による合理化の必要性が指摘されるようになる。

実際に、政府の町村合併推進本部による合併計画と合わせ岡山県でも1953年度末に独自の合併計画が策定されている。図6は、合併計画と町村合併促進法施行期間内(1953-1956年)に実際に行われた合併区域との関連を示す。結果として期間内の合併進捗率は政府計画の97%、県計画の92%と大部分の地域において計画に沿った合併が行われた。ただし、残る未合併町村を含む区域については、1957年に勧告が行われたものの、計画に沿った合併は行われず一部未合併地域を残す結果となる。

3.3 町村合併区域と組合立区域の関係

岡山県では町村合併促進法施行の前年(1952年7月)に、各市町村長に対し県知事名により市町村合併の勧告を行っている。合併線とかつて自治体で作られた組合立の境界線との関係を図7に、その一致率を図8に示す。合併線と組合立の自治体範囲が一致している「完全一致型」の事例は10.1%、部分的に一致している事例の内「組合立完全包含型」は6.7%、「組合立包含型(50%以上)」は46.1%と、組合立との関連が見込まれる事例は89校の内56校(62.8%)と高かった。組合立自治体間を分断し新たな自治体を設立している「不一致型」の事例は25.8%と低い。このことから、岡山県では組合立ベースに町村合併していたものが多いことがわかる。

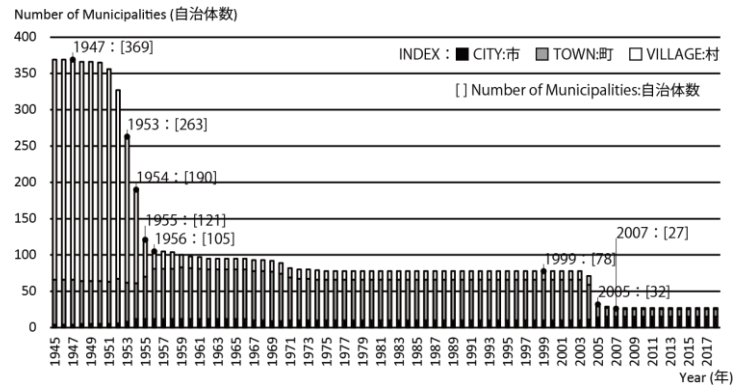


図4 市町村数の推移 (1945-2018)

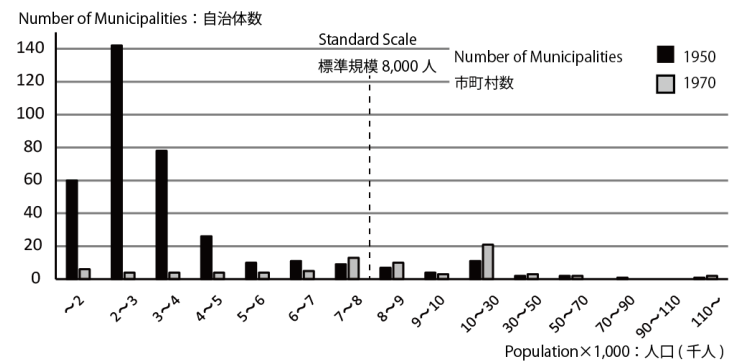


図5 人口別自治体数 (1950・1970)

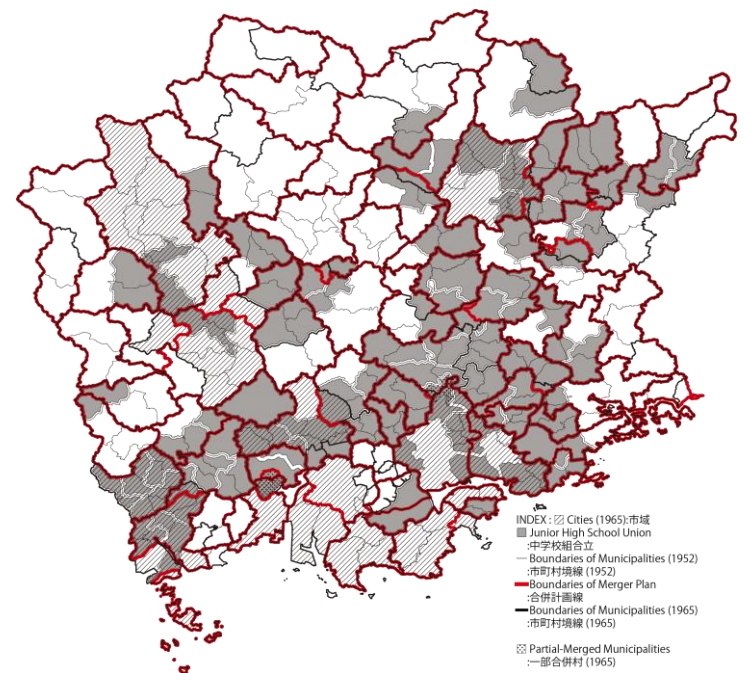


図6 昭和の町村合併計画と合併前後の行政区域

4. まとめ

戦後の新制中学校の創設状況と昭和の市町村合併による新制中学校の再編過程について分析を行ってきたが、得られた知見は以下の通りである。①岡山県における新制中学校の設置の特徴として、県の行政としての対応・

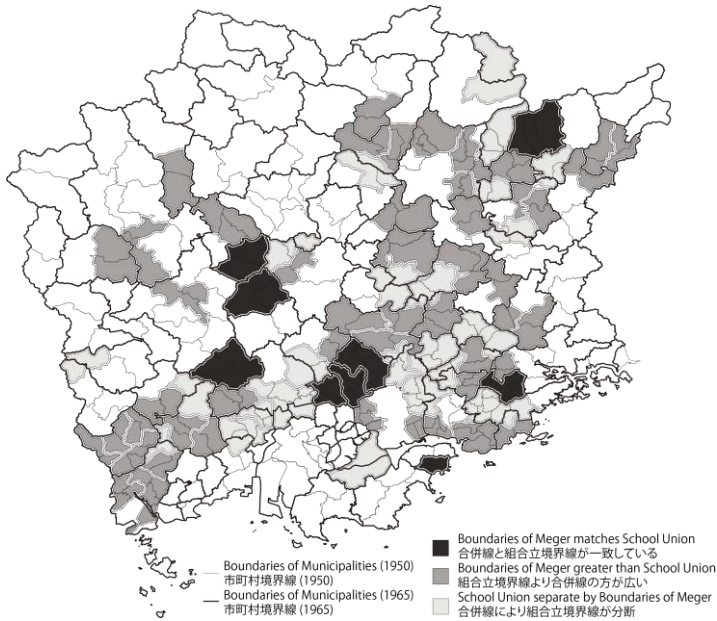


図7 合併区域と組合立区域の関係

パターン名 Type Name	完全一致型 Exact Match	Partial Match : 部分一致型			不一致型 Mismatch	Total
		組合立完全包含型 Exact Inclusion J.H.S Union	組合立包含型 (50%以上) Inclusion J.H.S Union (Over 50%)	組合立一部包含型 (50%以下) Inclusion J.H.S Union (Under 50%)		
組合立中学校数 Number of J.H.S Union	9 [10.1]	6 [6.7]	41 [46.1]	10 [11.2]	23 [25.8]	89
モデル図 Model Diagram						

INDEX : ○ Municipalities (Before Merger) □ Municipalities (After Merger) ■ J.H.S Union Area
※ Numbers in [] indicate the percentage (%) of the total number of J.H.S union.
注 [] 内の数値は合計中学校組合立数に占める割合 (%) を示す

図8 合併区域と組合立区域の一致率

準備に着手するまでが迅速であった。②中学校の急速な整備が要求されたが、戦後建築資材の不足と技術の低下、また、各自治体が小規模であったため単独校を創設するのが困難であった。③小規模自治体を基本に中学校を設立する必要があり、複数の小規模自治体による組合立中学校を設立が推奨された。分校は止むを得ない場合のみ設けられた。④単独校は生徒数 201-300 人規模が多いのに対し、組合立中学校は 301-600 人規模の中学校が多い。⑤新制中学校校舎については、創設当初より独立校舎の整備方針が示されていたが、新制中学校校舎の整備については、地方財政の切迫や物資不足に加え、開校までの準備期間も短く新たに独立校舎を確保することは困難な状況にあり、1947 年に校地・校舎を持っていた中学校は 15 校 (6.3%) のみであった。⑥町村合併促進法との新市町村建設県は 365 市町村から 82 市町村になった。町村合併後には、1 万人を超える自治体数は合併前の 3 倍近く増加し、町村合併促進法の規定に沿って合併が行われたといえる。⑦合併線と組合立の自治体範囲が完全に一致している例は少

促進法によって全国的に市町村の合併が進められ、岡山なく、組合立設立自治体より合併線の方が広い自治体が最も多かった。また組合立自治体間を分断して新たな自治体を設立している例もあり、市町村合併後の中学校の維持・管理の課題が各自治体で生じていたといえる。

参考文献

- 岡山市：岡山市史 戦災復興編,pp.359-361
- 倉敷市：新修倉敷市史七 現代,pp.83-85
- 津山市：津山市第七 現代Ⅱ,pp.253-257
- 玉野市：玉野市史,pp.769-770
- 井原市：井原市史Ⅱ 近現代通史編,pp.858-863
- 加茂川町：加茂川町史,pp.282-291
- 上道町：上道町史,pp.612-614
- 川上町：川上町史
- 哲西町：哲西史 史料編(二),pp.312-315
- 勝山町：勝山町 続編,pp.278-281
- 落合町：落合町史 通史編,pp.1110-1115
- 湯原町：湯原町史 続編,pp.60-65,140-141
- 久世町：久世町史,pp.1202-1209
- 美甘村：美甘村史 下巻,pp.570-573
- 川上村：川上村史,pp.877-879,907-909
- 八束村：八束村史,pp.785-787,794-797
- 加茂町：加茂町史 本編,pp.973-981
- 鏡野町：鏡野町史 通史編,pp.977-993
- 勝田町：勝田町誌,pp.419-423
- 大原町：大原町史 通史編,pp.833-841
- 東栗倉村：東栗倉村誌,pp.638-657
- 西栗倉村：西栗倉村史 続編,pp.667-675
- 美作町：美作町史 通史編,pp.639-645
- 作東町：作東町史,pp.471-473
- 旭町：旭町誌 通史編,pp.1075-1083
- 柵原町：柵原町史,pp.963-970
- 岡山県：岡山県市町村合併誌 総編,pp.246-304
- 岡山県教育委員会：岡山県教育史・続編,pp.260-276
- 岡山県教育委員会：岡山県教育要覧 1950 年版,pp.47-204
- 岡山県中学校長会：岡山県中学校 50 年,pp.10-350
- 文部科学省：学制百年史
- 牛島朗・中園真人：山口県における明治初期の戸長区と小学区の再編が町村合併に及ぼした影響,日本建築学会計画系論文集 81 巻 726 号,pp.1685-1694,2016

* 山口大学大学院創成科学研究科 大学院生
** 山口大学創成科学研究科 助教・博士 (工学)
*** 山口大学創成科学研究科 教授・工博

* Graduate Student, Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ.
** Assistant Professors, Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.
*** Professor, Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.